○九州地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第三百五十四号久留米都市計画道路事業三・三・六号東合川野伏間線、三・五・二十二号東町太郎原町線及び三・五・二十四号野中町高良内町線

三　事業施行期間　自平成十一年三月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第七百七十一号長崎都市計画道路事業三・四・四百四号高田線

三　事業施行期間　自平成九年三月十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千七百六十号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・一・百四十二号浦上川線

三　事業施行期間　自平成二年十月二十三日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百六十五号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・一・百四十二号浦上川線

三　事業施行期間　自平成九年三月十八日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百八十七号日田都市計画道路事業三・四・十三号丸山五和線及び三・五・十一号日高石井線

三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

平成22年度輸入食品監視指導計画の公表について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第23条第1項の規定に基づき、同項に規定する平成22年度の輸入食品監視指導計画を次のように定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

平成22年3月29日

厚生労働大臣　長妻　昭

平成22年度輸入食品監視指導計画

我が国に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、年間の輸入届出件数が約176万件、輸入重量が約3,155万トン（平成20年度実績）であり、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量ベースの総合食料自給率。農林水産省「平成20年度食料需給表」）となっている。

これら我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の現状を踏まえ、平成21年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、全国の検疫所における食品衛生監視員の増員や検査機器の整備により輸入時の検査項目を拡充するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき多種多様な食品等について食品衛生の状況を幅広く監視することを目的として、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査（以下「モニタリング検査」という。）や法第26条の規定に基づき法違反の蓋然性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じる検査命令（以下「検査命令」という。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における衛生対策の適正化を推進するため、個別問題に係る輸出国との協議及び調査並びに輸出国の安全対策に関する調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）等に係る輸出国の衛生管理についても現地調査を行った。

平成21年10月に実施された日中首脳会談において、日中間における食品の安全性向上のため、担当閣僚間で定期協議を行うことなどを内容とする「日中食品安全推進イニシアティブ」を提案し、中国側から賛意が得られたことを踏まえ、担当省庁間で具体的な内容について協議を実施する等締結に向けた取組を進めた。

また、11月に開催された日中韓三国保健大臣会合において、三国間の食品安全分野における交流及び協力を強化するための協議の枠組みの設立等を内容とした覚書に署名した。

これらの取組について、平成21年12月に公表した平成21年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成21年4月から9月までの速報値として、輸入届出件数は約90万件、輸入重量は約1,200万トン、検査件数は輸入届出件数の12.0%に当たる約10万8千件であり、うち違反件数は660件であった。